

議案第103号関連資料

ひとり親世帯に対する臨時支援給付金事業について

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、事業所の休業や勤務日数の減少等により、特に厳しい経済状況に陥っていることを踏まえ、こうした世帯に対する更なる支援を行うため、給付金を支給しようとするものです。

2 事業の概要

項目	内容
給付金の名称	ひとり親世帯に対する臨時支援給付金
対象者	次のいずれかに該当する者 ① 明石市が支給する令和2年12月分の児童扶養手当の支給を受けている者 ② 公的年金給付等を受けていることにより、令和2年12月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている者 ※ ②・③については、令和2年11月末日と申請日時点において、明石市に住民登録があるひとり親世帯であること。
給付額	1世帯5万円
対象件数(見込)	① 2,200世帯 ② 100世帯 ③ 100世帯 計 2,400世帯
支給日	令和2年12月25日(予定) (②・③については、認定後、速やかに支給)
予算	給付金 120,000千円
財源	国 地方創生臨時交付金

3 実施スケジュール(予定)

日程	内容
令和2年12月	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ等で広報 対象者(①の全員、②・③の一部)へ案内を送付 申請受付開始(申請期限:令和3年2月26日、①は申請不要) 給付金の支給開始